

# 1 学習要領

## 1 教育理念

日本看護協会認定看護管理者規程第一条に基づき、看護管理者として創造的かつ柔軟に組織を  
発展させ、自ら成長できる能力を養うことを目的とする。

## 2 教育目的

看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する。

## 3 到達目標

- 1) ヘルスケアシステムの構造と現状を理解できる。
- 2) 組織的看護サービス提供上の諸問題を客観的に分析できる。
- 3) 看護管理者の役割と活動を理解し、これからの看護管理者の在り方を考察できる。

## 4 教育課程

- 1) 総時間：114 時間
- 2) 教科目：ヘルスケアシステム論 I（15 時間）、組織管理論 I（18 時間）、人材管理 I（30 時間）、  
資源管理 I（15 時間）、質管理 I（15 時間）、統合演習 I（21 時間）
- 3) 授業形態：講義・演習（グループワーク等）
- 4) 定員：63 名

## 5 修了要件

- 1) 出席状況：全ての教科目の出席時間数が 5 分の 4 以上であること。
- 2) 課題レポート：全ての教科目課題レポートが評定基準に準じ 4 段階評価の C 以上であること。

## 6 修了証

- 1) 修了が認められた者には、認定看護管理者教育課程ファーストレベル修了証を交付する。

## 7 教科目受講に関すること

- 1) 教科目 3 時間修了ごとに履修カードを記載し、提出・認印により出席を承認する。
- 2) 規定の時間数の 5 分の 4 以上出席する。
- 3) 欠席、遅刻、早退する場合は書面で届ける。
- 4) 課題レポートは指定された期限までに提出する。提出期限を過ぎたものは未提出扱いとなる  
(未提出は D 評価になる)。
- 5) 課題レポート (評価対象) は 1 教科目 = 1 レポートとし、教科目責任者が素点 (100 点満点)  
で評定する。

評定基準 A：80 点以上 B：79～70 点 C：69～60 点 D：59 点以下

評価基準：以下の項目を参考に評価する。

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ① 論点が課題に対応している      | ⑥ 変化への対応を考えている     |
| ② 問題意識を持って考えている     | ⑦ 今後の課題を主体的に構成している |
| ③ 専門用語や概念を適切に解釈している | ⑧ 記述内容を論理的に構成している  |
| ④ 根拠を持って事実を分析している   | ⑨ 論旨が一貫している        |
| ⑤ 多面的に考察している        | ⑩ 決められた形式で記載している   |

## 8 受講に必要なテキスト類

- 1) 看護管理学習テキスト、参考図書・文献は必要に応じて個別に準備する。
- 2) その他必要な文献検索は群馬県看護協会図書・情報室、群馬大学医学部図書室、群馬県立県民  
健康科学大学図書室を利用できる。

## 9 教育課程修了判定

- 1) 規定の教育課程終了後、認定看護管理者教育運営委員会は、教育課程修了審査を実施する。
- 2) 審査の結果、修了が認められた場合は、群馬県看護協会会長より認定看護管理者教育課程ファーストレベル修了証を交付する。
- 3) 修了に満たない場合は、修了が認められた教科目について認定看護管理者教育課程ファーストレベル教科目修了証明書を交付する。
- 4) 修了判定結果は、すみやかに本人に通知する。

## 10 再履修に関すること

- 1) 修了に満たない教科目は、次年度に限り再履修ができる。その際受講料は免除となる。
- 2) 再履修を希望する者は、再履修願を提出する。認定看護管理者教育運営委員会において当該教科目の受講を決定する。
- 3) 当該教科目終講後、認定看護管理者教育運営委員会は、教育課程修了審査会を実施する。その際審査料1教科目あたり2,200円(税込)を徴収する。
- 4) 再履修により、当該教科目修了と認められた場合は、群馬県看護協会会長より認定看護管理者教育課程ファーストレベル修了証を交付する。

2021年 3月改訂

2021年12月改訂

2023年 1月改訂

2024年 1月改訂